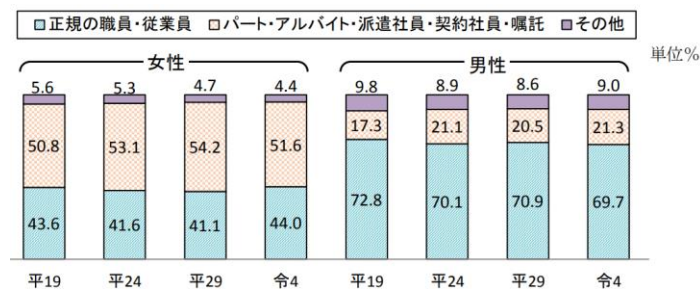


第 6 次男女共同参画計画策定に向けての課題

○働く場における女性の活躍推進

- ・女性の就業率は増加。(25～44 歳女性就業率 H29：74.3→R4：80.6%)
- ・就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっている。
- ・一方、非正規雇用労働者の割合は、男性が 2 割程度であるのに対し、女性は 5 割超。
- ・本県における令和 6 年の所定内給与額（月額）は、男性の給与水準を 100 とした場合、女性は 74.9 となっており、男女間の賃金格差が生じている。（所定内給与額 女性 255.4 千円、男性 341.0 千円）
- ・県・市町村・民間事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、令和 4 年に本県は 17.9%となっており、全国平均（15.3%）より高いが、男性と比べると低く、国が目標として掲げている「指導的地位に占める女性の割合 30%」には及ばない状況。
- ・改正女性活躍推進法では、令和 8 年 4 月から、常時雇用する労働者数が 101 人以上の企業は、「男女間賃金格差」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化され、女性の活躍状況に関する情報公表がさらに強化されたことに伴い、女性活躍推進に向けた取組を一層推進する必要がある。
- ・女性起業者の割合は、全国的に見ても男女間で大きな差があり、女性の起業者は少ない状況。

《男女の雇用形態（福岡県）》



備考：総務省「就業構造基本調査」

《県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合（福岡県）》

年度	福岡県
平成 29 年	17.3%
令和 4 年	17.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

《有業者に占める起業者の割合（全国・福岡県）》

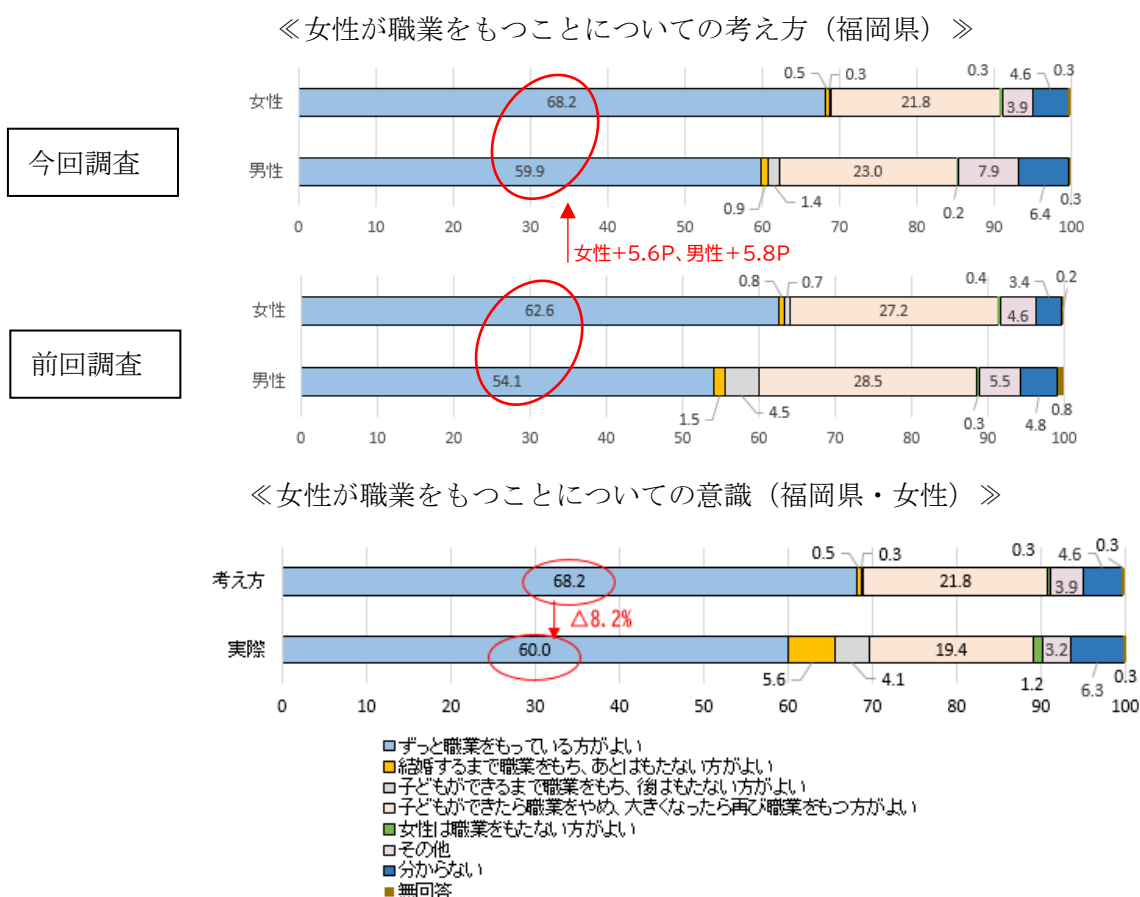
	平成 29 年		令和 4 年	
	女性	男性	女性	男性
福岡県	3.1%	10.5%	3.2%	11.0%
全国	3.2%	10.4%	3.4%	9.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

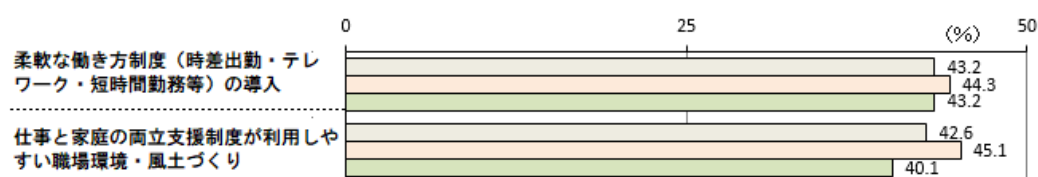
起業者の割合は（「自営業主」のうち「起業者」＋「会社などの役員」のうち「起業者」）／「有業者数」×100 により算出

○誰もが希望に応じて働ける環境づくり

- ・女性が職業をもつことについて、『就労継続』がよい、という考え方が男女とも6割前後を占め、前回より約5ポイント増加し、仕事と家庭の両立を望む人の割合が増加。
- ・しかし、『就業継続』を考えている人の割合（68.2%）よりも、実際の働き方で『就業継続』している人（60.0%）の割合が少ない。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性就業者の約3割が出産や子育てを機に離職している。
- ・県内の夫婦の生活時間を比較した場合、女性の家事・育児等の時間は男性の5倍以上。
- ・「家事・掃除・洗濯などの家事」や「育児・子どものしつけ」について、女性では『自分』とする人の割合が最も多い一方、男性では『自分・パートナー同程度』とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られる。
- ・県内事業所における男性の育児休業取得率は大きく上昇（H28：3.7%→R5：54.6%）しているが、男女で取得率、期間ともに差がある。

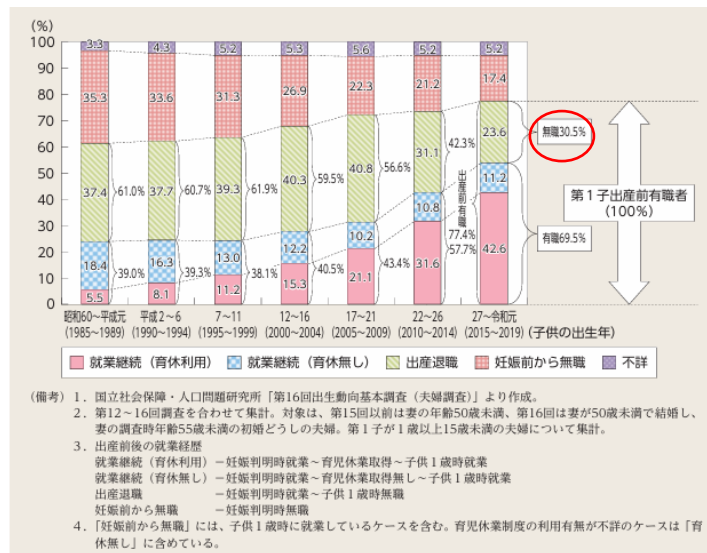


《女性が働き続けるために必要なこと（上位2位）（福岡県）》

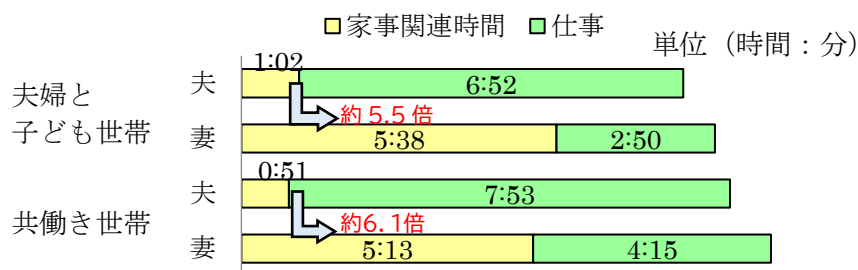


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴》



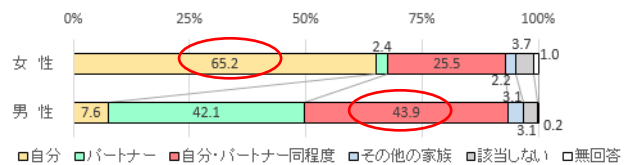
《夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間(福岡県)》



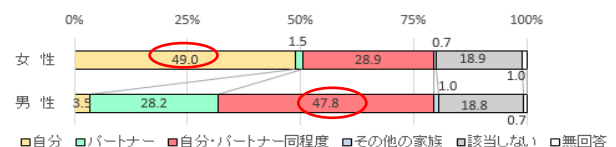
備考: 総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

《家庭内の役割分担の状況(福岡県)》

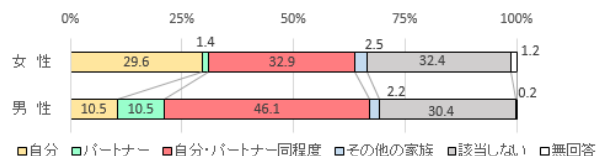
【炊事・掃除・洗濯などの家事】



【育児・子どものしつけ】



【親の介護】



備考: 福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)

《男女別育児休業取得率（福岡県）》

	女性	男性
平成 28 年	94.6%	3.7%
令和 5 年	95.7%	54.6%

備考：福岡県労働政策課「令和 6 年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

参考：雇用均等基本調査（厚生労働省）（全国）

育児休業取得率(R6 年度調査)

男性：40.5%（前年度 30.1%）で、過去最高更新。

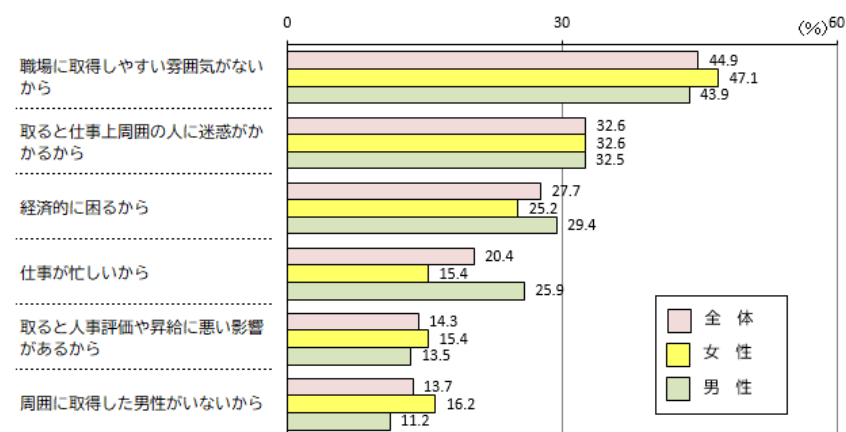
育児休業取得期間(R5 年度調査)

女性 「12 か月～18 か月未満」が 32.7%と最も高い。

男性 「1 か月～3 か月未満」が 28.0%と最も高い。

次いで「5 日～2 週間未満」が 22.0%。

《男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県・主な理由）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査（令和 6 年度）」

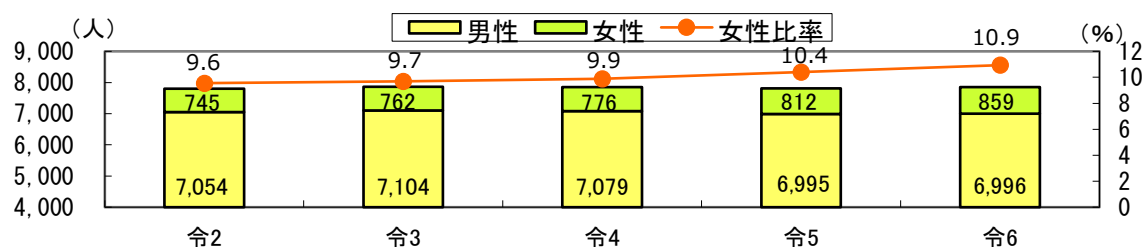
○地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進

- ・自治会長の女性の就任状況は微増しているものの、依然として低い水準。

(R2:9.6%→R6:10.9%)

《地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）》

【自治会長】

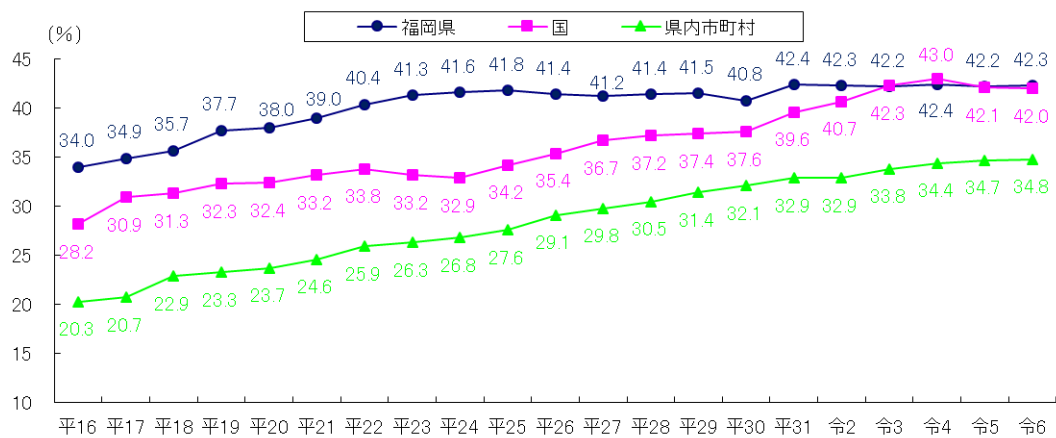


※ 備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和 6 年）より福岡県男女共同参画推進課作成

○政策・方針決定等における女性参画の推進

- ・ 県内市町村の審議会等に占める割合は、令和6年度34.8%で微増しているものの目標の40%には届いていない。

《 審議会等における女性委員比率（福岡県・全国） 》

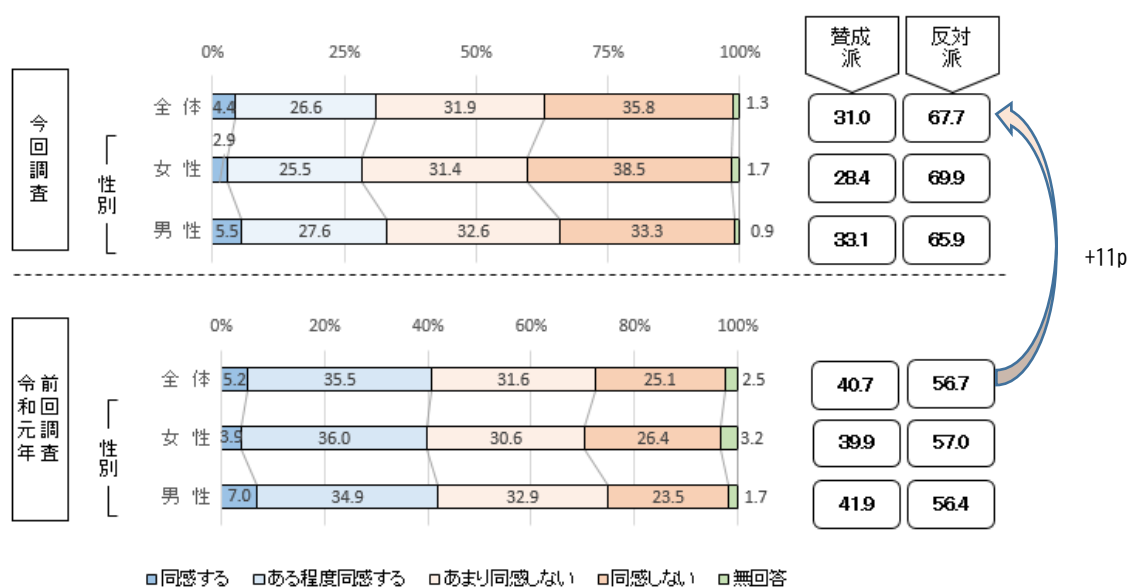


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

○性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

- ・県の意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、『反対派』の割合が 67.7% で、前回調査と比較し 11 ポイント増。一方で、賛成すると回答した割合が約 3 割。
- ・男女がともに働き方、暮らし方の変革を進めていくうえで、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっている。
- ・「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」において、男性優遇と回答した割合が男女ともに 7 割前後となっている。職場・学校教育の場以外では、男性優遇の男女差が 10 ポイント以上あり男女で認識差がある。

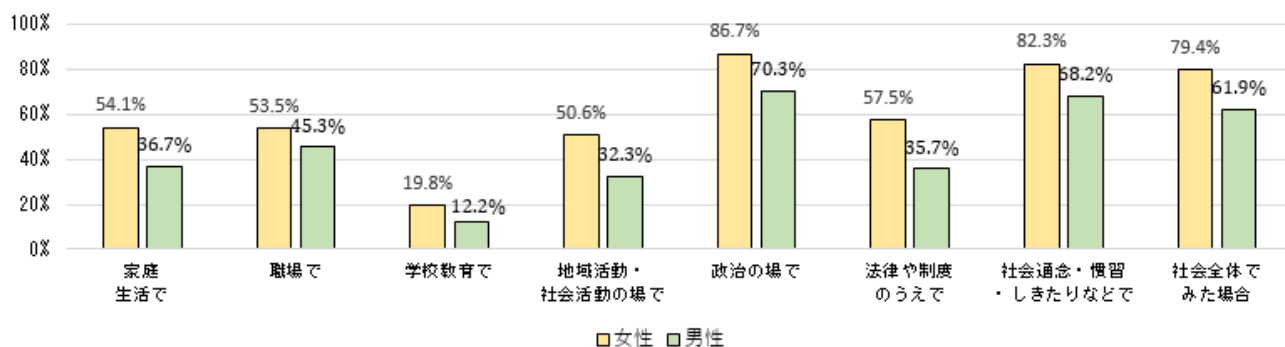
《性別役割分担意識（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和 6 年度）

《男女の地位の平等感（福岡県）》

男性優遇と回答した割合

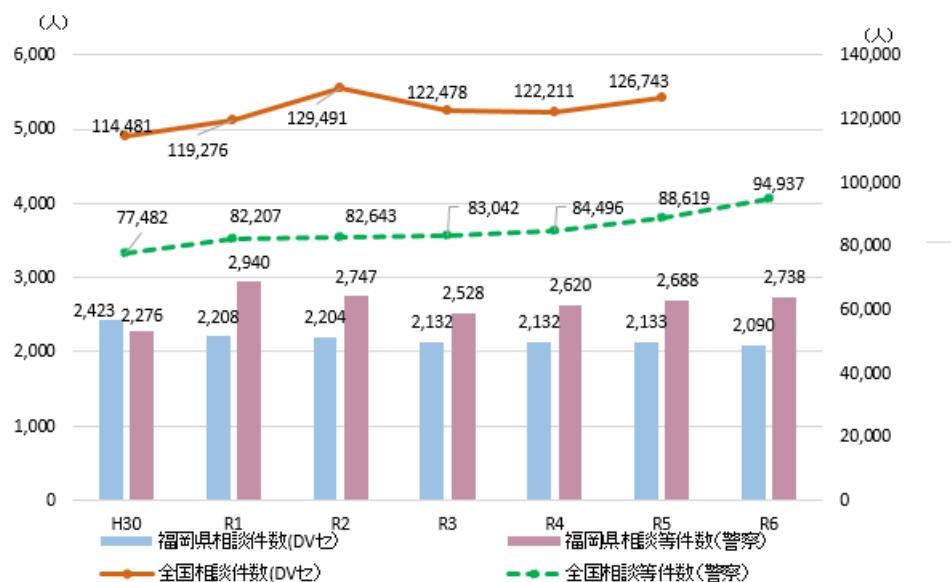


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和 6 年度）

○ジェンダーに基づく暴力の根絶

- ・配偶者暴力相談支援センターと警察での相談等件数は、年間約 4,000 件（DV センター2,090 件、警察 2,738 件）を超えるなど、依然として多くの相談が寄せられている。
- ・県の配偶者暴力相談支援センターでの相談件数は、令和 6 年度 2,090 件であり、令和 3 年度から横ばいとなっている。警察の相談等件数は、令和 6 年度 2,738 件であり、令和 3 年以降増加し続けている。
- ・配偶者や交際相手からDVを受けた経験は、女性は 26.7%と約 4 人にひとり、男性は約 6 人にひとりの 16.6%となっており、暴力の根絶には至っていない。
- ・DV被害を受けた人のうち、DVを受けたことについて「どこにも相談しなかった」とする割合は、女性は 58.2%、男性は 74.0%と、誰にも相談できず悩んでいる状況がうかがえる。
- ・DV相談窓口があることを「知らない」と回答した人が約 47%であり、認知度が低下。（前回調査において、「知らない」と回答した人の割合は約 20%。）
- ・県の性犯罪の認知件数は、令和 6 年は 482 件であり、前年比で 120 件（約 33%）増加している。
- ・性犯罪の被害者の男女別は男性 18 件、女性 464 件となっており、10 歳代及び 20 歳代の被害が全体の約 8 割を占めている。
- ・DVには、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけでなく人格を否定するような暴言などの精神的なものや、性的なものも含まれる。前回の意識調査と比較して、精神的暴力について「どのような場合でも暴力に当たる」と答えた人が増加しており、引き続き、正しい理解を広く進める必要がある。
- ・こどもの目の前で行われるDV（面前DV）は、こどもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待に当たる。DVがこどもに及ぼす影響について、理解を進める必要がある。

《配偶者暴力相談支援センター及び警察における相談等件数（福岡県・全国）》



福岡県相談件数は、配偶者暴力相談支援センター12 か所（県：10 か所、北九州市 1 か所、福岡市：1 か所）相談等件数とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

資料：福岡県相談件数・・・県男女共同参画推進課調べ

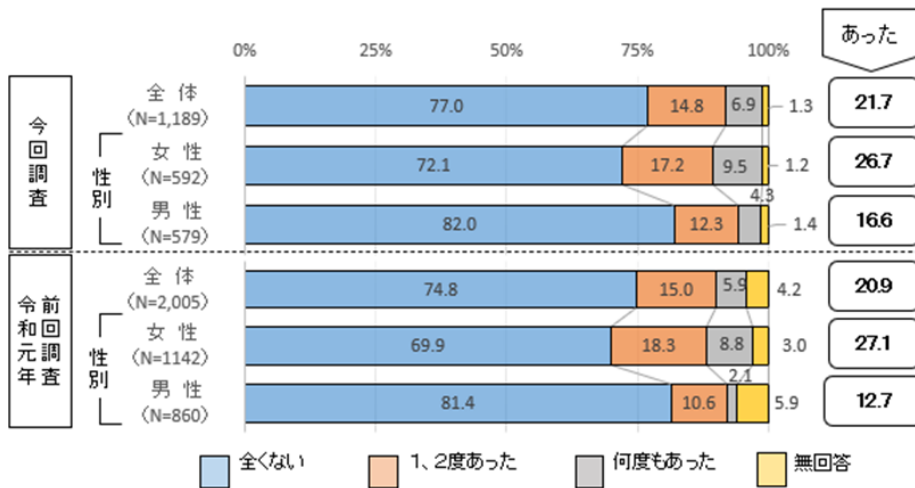
〃 相談等件数・・・福岡県警調べ

全国相談件数・・・内閣府男女共同参画局調べ

〃 相談等件数・・・警察庁調べ

注意：相談件数は「年度」単位、相談等件数は「年」単位の数値

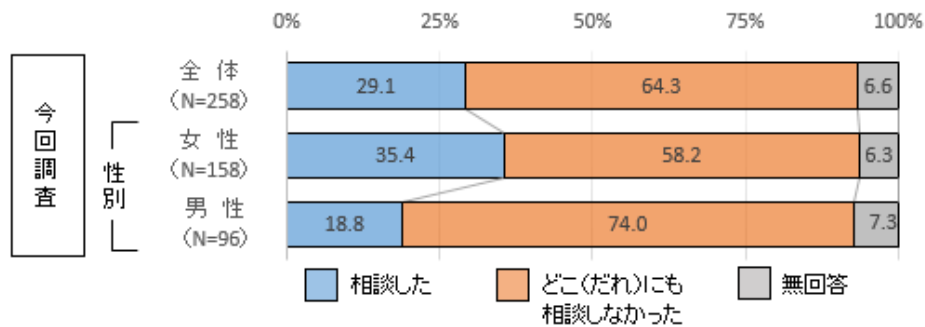
《DV被害の経験（全体）》



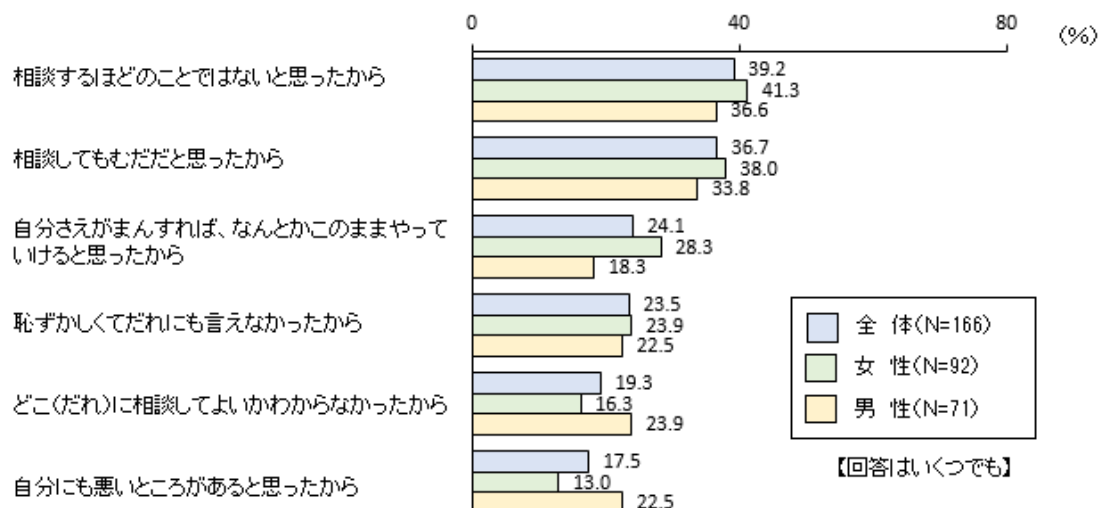
被害経験が『あった』と回答した人の年齢別

女性	18歳～29歳	10.4
	30歳～39歳	21.1
	40歳～49歳	34.2
	50歳～59歳	37.3
	60歳～69歳	29.2
	70歳以上	27.5
男性	18歳～29歳	12.0
	30歳～39歳	13.1
	40歳～49歳	24.8
	50歳～59歳	19.0
	60歳～69歳	16.8
	70歳以上	7.7

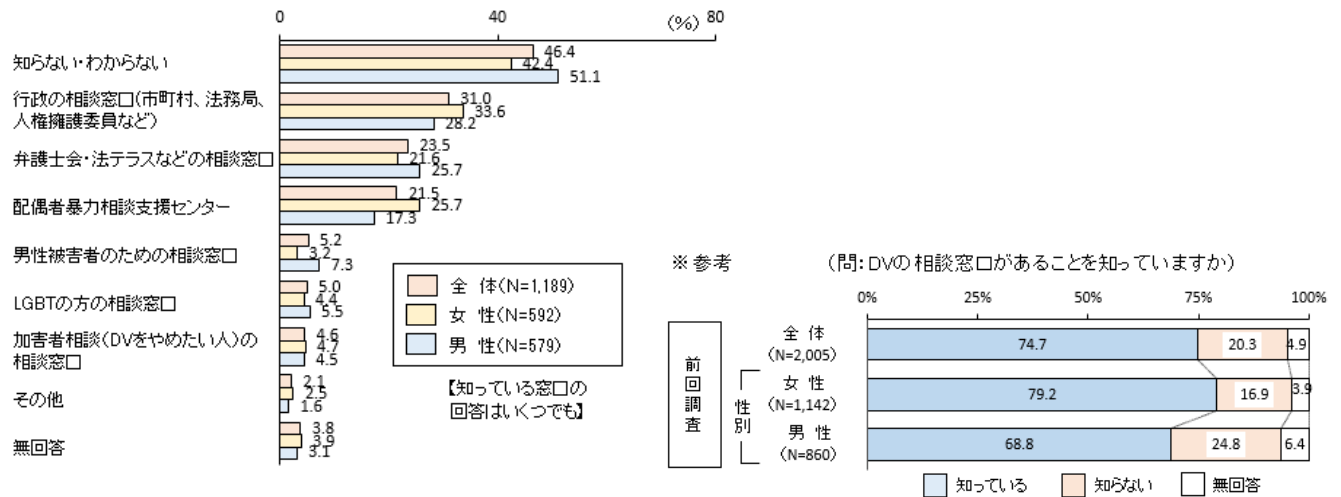
《DV相談の有無》



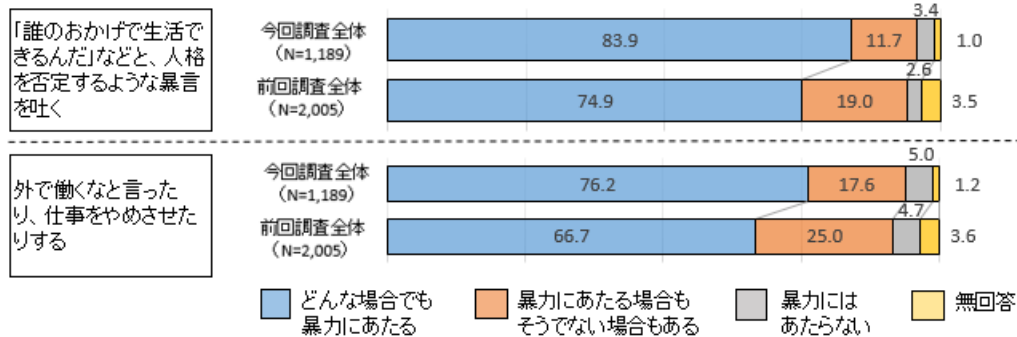
《DVを相談しなかった理由（主なもの）》



《DVの相談窓口の認知と知っている窓口について》



《DVだと思うもの》 ※抜粋



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

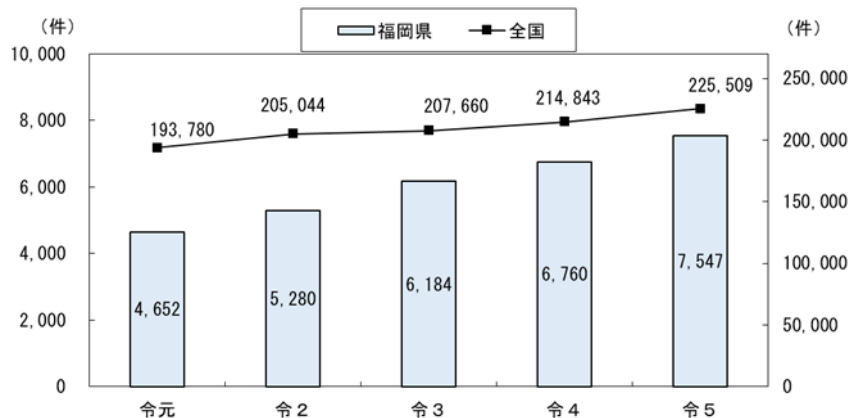
《性犯罪の認知件数の推移（福岡県）》

年度	平30	令和元	令2	令3	令4	令5	令6
認知件数(件)	381	321	228	251	281	362	482
人口10万人当たりの全国順位	2位	5位	8位	7位	8位	10位	11位

※刑法改正に伴い、強制性交罪が不同意性交罪等、強制わいせつが不同意わいせつに変更となっています。

備考：福岡県警察調べ

《県所管児童相談所の児童虐待相談対応件数（福岡県・全国）》

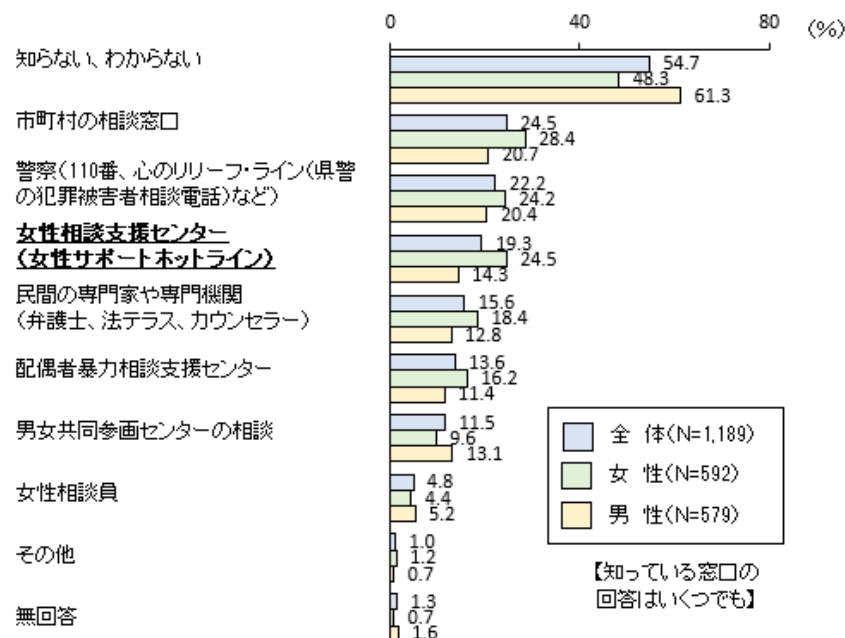


備考：厚生労働省「福祉行政報告例」

○生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

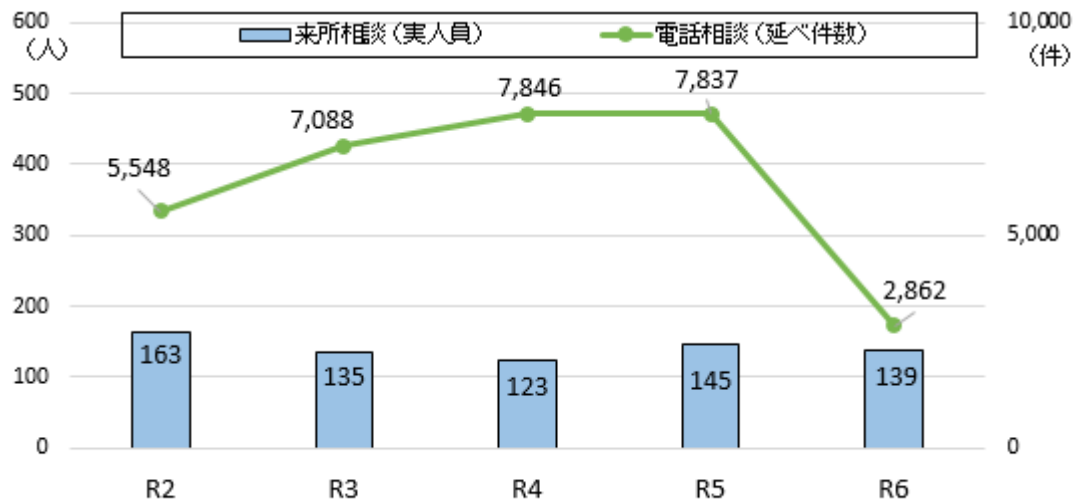
- ・県が令和6年度開設した、困難な問題を抱える女性を支援するための専用相談窓口「福岡県女性サポートホットライン」について、「知っている」と回答した女性は24.5%であり周知が必要。
- ・女性サポートホットラインを含めた女性相談支援センターへの電話相談件数は、2,862件で、医療関係（精神・妊娠を含む）が1,066件で最も多く、次に多いのは夫等からの暴力など暴力に関するもので776件となっている。
- ・来所相談については、暴力に関するものが120件と全体の約86%を占めている。
- ・支援を要する女性は、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくい方が多いことから、支援対象として孤立化、潜在化する可能性が高い状況にある。
- ・ひとり親家庭のうち、母子家庭の母の約半数が非正規雇用であり、その年収は200万円台にとどまるなど厳しい生活を余儀なくされている。一方、父子世帯の仕事を持っている父親は72.6%が正社員・正職員で、平均年間税込収入は469万円となっており、母子世帯の約1.7倍以上となっている。
- ・困難な問題を抱える女性が抱える課題は、多様化、複合化、複雑化しており、一機関だけですべての支援を行うのは限界があるため、専門機関や民間支援団体、その他関係機関と対等な立場で協働・連携して、包括的な支援にあたる必要がある。
- ・法では、市町村が支援の主体として位置づけられているが、市町村の努力義務とされている計画を策定済みの市町村は6市町、女性相談支援員の設置は11市に留まっており、市町村への情報提供や助言等の支援を行うことが必要。

《女性のための相談窓口の認知》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《女性相談支援センター相談件数の推移》



※令和6年度から、相談体制変更に伴いあすばるへの電話相談（R6：5,302件）は、女性相談支援センターの相談件数から除いています。

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

【女性相談支援センターの電話相談の主訴別相談件数（令和6年度・延べ数）】

	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性の問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰宅先なし	その他	計
女性サポートホットライン(9～17時)	298	58	25	268	106	19	167	156	52	247	1,396
夜間・休日相談	363	16	16	115	9	8	1	910	0	28	1,466
計	661	74	41	383	115	27	168	1,066	52	275	2,862

776

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

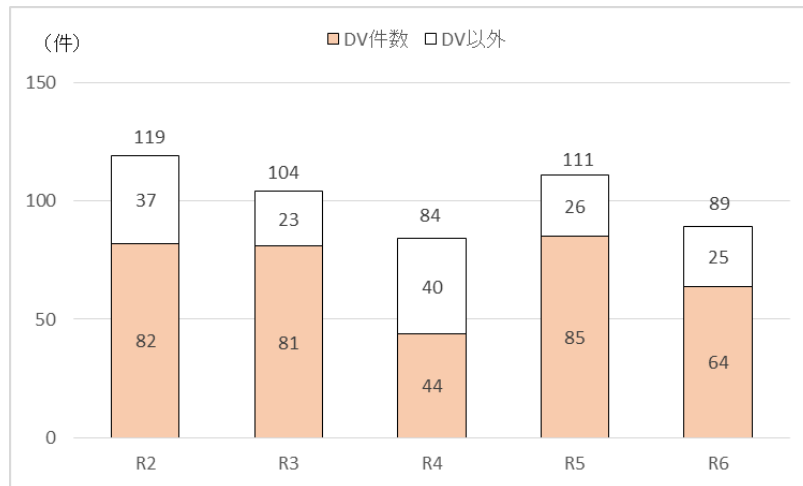
【来所相談（主訴別）の状況（実人員）】

	夫等からの暴力	子・親・親族からの暴力	交際相手等からの暴力	暴力以外の家族親族の問題(離婚問題を含む)	その他の人間関係	男女・性の問題(ストーカー被害を含む)	経済関係	医療関係(精神・妊娠を含む)	住居問題・帰宅先なし	計
R2	109	16	13	7	1	5	1	1	10	163
R3	100	21	4	1	1	1	0	2	5	135
R4	65	36	6	5	0	1	0	3	7	123
R5	106	18	6	2	2	2	0	1	8	145
R6	95	19	6	8	0	3	3	1	4	139

120

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

《女性相談支援センターの一時保護件数》



(一時保護先の内訳)

(件)

年度 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先	女性 相談セ	民間 委託先
一時保護件数	119		104		84		111		89	
	46	73	40	64	34	50	31	80	47	42

【令和6年度主訴別件数について】

理 由	夫等からの暴力	同居の交際相手からの暴力	元同居の交際相手からの暴力	交際相手からの暴力	子どもからの暴力	親・親族からの暴力	他の者からの暴力	ストーカー被害	帰宅先なし	その他	合 計
件数	55	8	1	4	4	7	1	2	3	4	89
割合	61.8%	9.0%	1.1%	4.5%	4.5%	7.9%	1.1%	2.2%	3.4%	4.4%	

【年齢別】

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
人数	3	26	29	12	7	5	7	89
割合	3.3%	29.2%	32.6%	13.5%	7.9%	5.6%	7.9%	

備考：福岡県女性相談支援センター調べ

【一時保護における同伴児童数】

(人)

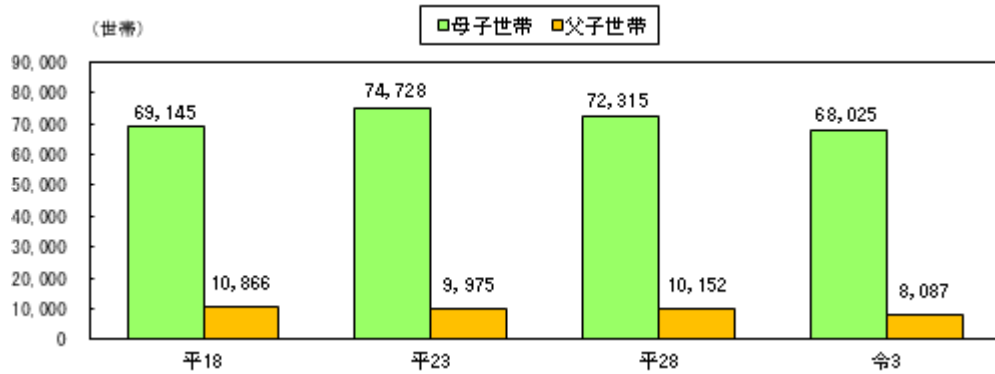
年度	R2	R3	R4	R5	R6
同伴児童数	116	97	62	95	65
うち DV	110	92	56	88	63

※前年度からの繰越を含まず

※同伴児童数は18歳以上除く

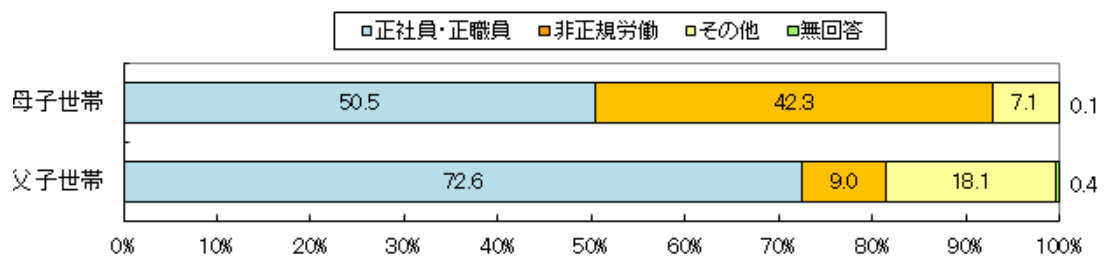
※備考：厚生労働省「女性支援事業実施状況報告」

《ひとり親世帯の世帯数（福岡県）》



※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む。）
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

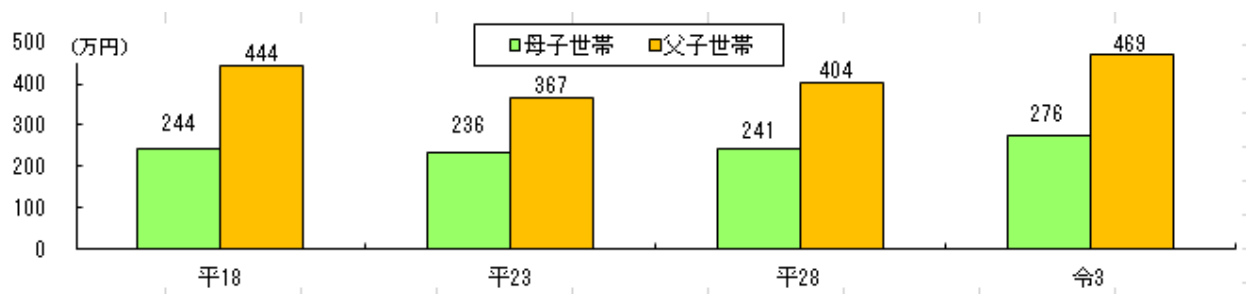
《母子世帯の母親、父子世帯の父親の就労形態（福岡県）》



※ 政令・中核市のぞく

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

《母子世帯・父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）》



※ 政令・中核市のぞく（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

次期男女共同参画計画の施策体系（案）

資料 2 - 2

現計画

第5次福岡県男女共同参画計画 (R3～R7)

施策体系	
1 男女がともに活躍できる社会の実現	【女性活躍推進計画】
(1) 働く場における女性の活躍推進	①男女の均等な雇用及び待遇の確保 ②雇用の場における女性の育成・登用推進 ③非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援 ④女性の就業支援 ⑤農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進
(2) 働き方改革、仕事と生活の両立	①多様で柔軟な働き方の推進 ②仕事と生活が両立できる環境の整備
(3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進	①自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進 ②地域づくり・社会活動への女性の活躍推進 ③男性の暮らし方の変革
(4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	
2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	
(1) 人権を侵害する暴力の根絶	①配偶者からの暴力の防止及び被害者支援 ②性暴力等の根絶及び被害者支援 ③セクシュアルハラスメントの防止
(2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援	①ひとり親家庭等への支援 ②高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備
(3) 生涯を通じた男女の健康支援	①生涯にわたる男女の健康支援 ②妊娠・出産の健康支援 ③女性のスポーツ活動の推進
(4) 防災・復興における男女共同参画の推進	
3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	
(1) 男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革	①性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消 ②SDGsの理解促進
(2) 学校教育における男女共同参画の推進	①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進 ②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進
推進体制	
1 県男女共同参画審議会	
2 県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議	
3 県男女共同参画センター「あすばる」	
4 市町村との連携	
5 県女性の活躍応援協議会	

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（R3～R7）

施策体系	
1 DV根絶のための啓発・教育の推進	(1)人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 (2)被害の早期発見、深刻化の防止
2 誰もが安心して相談できる体制の充実	(1)相談体制の充実 (2)外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応
3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保	(1)一時保護体制の充実 (2)同伴家族に対するケアと支援 (3)被害者の安全確保
4 被害者の自立のための支援	(1)住宅の確保支援 (2)生活の安定に向けた支援 (3)被害者情報の保護と各種手続きの支援
5 関係団体との連携	(1)連絡会議等の開催 (2)市町村との連携 (3)民間団体との連携 (4)苦情への適切な対応
推進体制	
1 県の推進体制	
2 市町村との連携	
3 民間団体との連携	

福岡県困難な問題を抱える女性への支援 に関する基本計画（R6～R7）

施策体系	
1 支援対象者の早期把握と、安心して相談できる体制の充実	(1)支援対象者の状況に応じた相談体制の充実 (2)外国人、障がいのある人、高齢者等に配慮した対応 (3)アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握
2 一時保護体制の充実	(1)一時保護体制の充実及び一時保護者の状況に応じた支援 (2)同伴児童等への支援 (3)心理的ケアの充実
3 生活の安定に向けた支援の充実	(1)住宅の確保支援 (2)自立のための支援 (3)心理的ケアの充実
4 多様な主体との連携による支援の推進	(1)民間団体との連携 (2)市町村との連携 (3)支援調整会議の開催 (4)人材育成・研修
5 教育・啓発の推進	(1)人権教育・啓発の推進 (2)様々な機会を活用した幅広い教育・啓発の推進
推進体制	
県の推進体制	

第6次福岡県男女共同参画計画 (R8～R12)（案）

《目指す姿》（姿2つ）

- 誰もが人権を尊重され、安心して暮らすことができる社会
- 性別にかかわらず自分に合った生き方を選択し、個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会

施策体系		旧柱
1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会の実現	(1) 働く場における女性の活躍推進 ①女性の就業支援 ②働く女性のキャリア形成支援 ③女性の多様な分野への就業促進 ④女性の起業支援 (2) 誰もが希望に応じて働ける環境づくり ①多様で柔軟な働き方の推進 ②仕事と生活が両立できる環境の整備 (3) 地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進 ①男性の家事・育児等への主体的な取組の推進 ②ともに担う家庭生活の推進 ③地域コミュニティの運営・社会活動における男女共同参画の推進 (4) 様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進	男女1(1)①③④ 男女1(1)②③ 男女1(1)②⑤、2(3)③ 男女1(1)② 男女1(2)①③ 男女1(2)③、3(1)① 男女1(3)①② 男女1(4)、2(3)③
2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	(1) ジェンダーに基づく暴力の根絶 ①DV相談体制の充実と関係団体との連携 ②DV被害者の保護体制の充実と安全確保 ③DV被害者ための自立支援と再発防止 ④性暴力等の根絶及び被害者支援 ⑤セクシュアルハラスメントの防止 ⑥あらゆる暴力根絶のための教育・啓発の推進 ⑦暴力根絶のための教育・啓発の推進 (2) 生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援 ①支援対象者の早期把握と相談体制の充実 ②安全の確保と安定した生活に向けた支援 ③多様な主体との協働促進と支援体制の充実 ④人権を尊重する教育・啓発の推進と相談窓口等の周知 ⑤高齢者差別、障がいのある人への差別、国籍による差別、部落差別、性的少数者への差別などがなく安心して暮らせる環境の整備 (3) 生涯を通じた男女の健康支援 ①生涯にわたる男女の健康支援 ②妊娠・出産の健康支援 (4) 防災・復興における男女共同参画の推進	DV柱1(2)、2、5 DV柱3 DV柱4 男女2(1)② 男女2(1)③ DV柱1(1) 女性柱1 女性柱2、3、男女2(2)① 女性柱4 女性柱5 男女2(2)②
3 ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	(1) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革 (2) 学校教育におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進 (2) ジェンダー平等・男女共同参画の教育・学習の推進 ①ジェンダー平等・男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進 ②ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	男女3(1)②
推進体制		
1 県男女共同参画審議会		
2 県ジェンダー平等・男女共同参画行政推進会議		
3 男女共同参画センターの機能強化		
4 市町村や関係団体との連携強化		

赤字…現計画から変更した箇所
下線…事務局案から変更した箇所